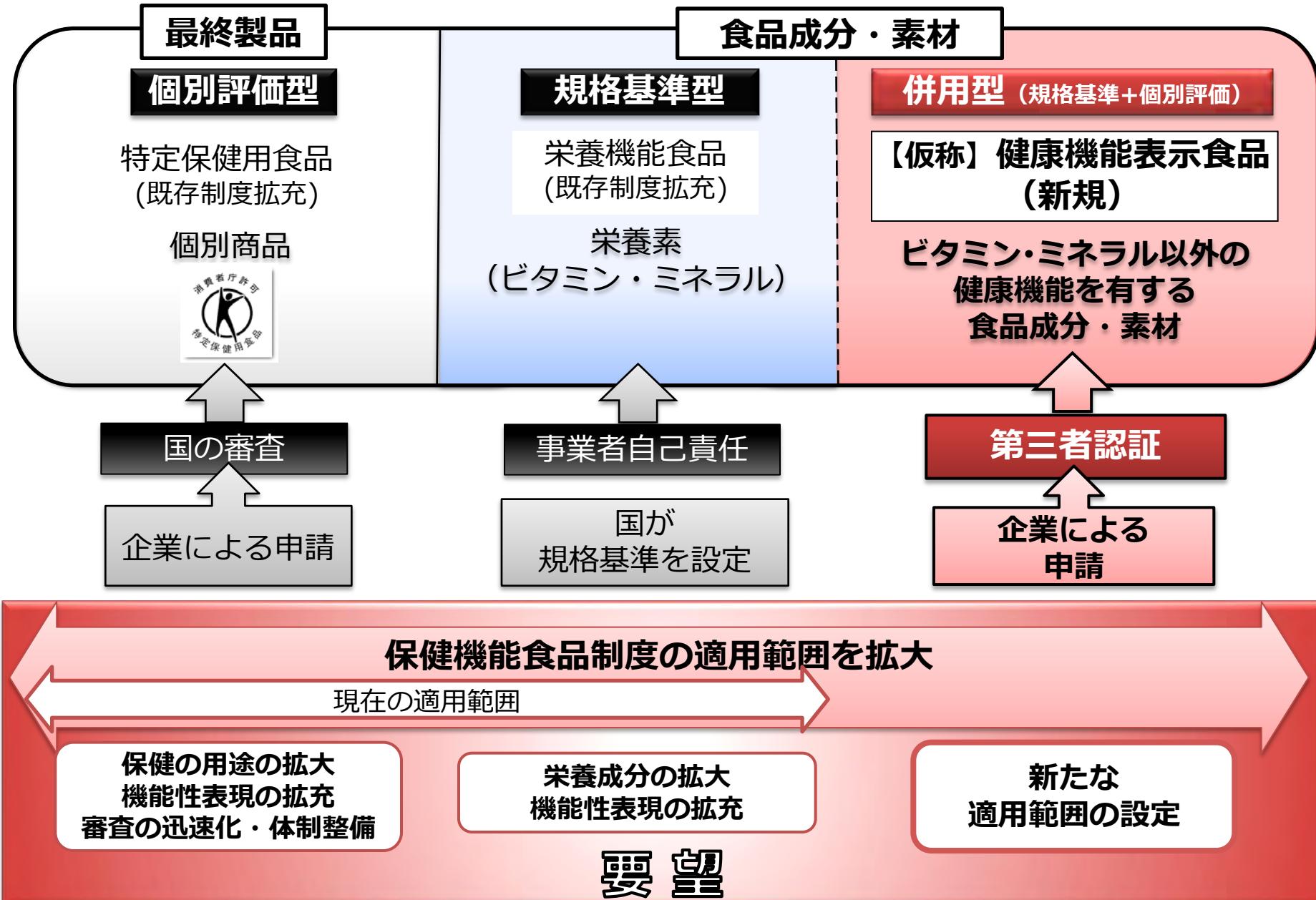
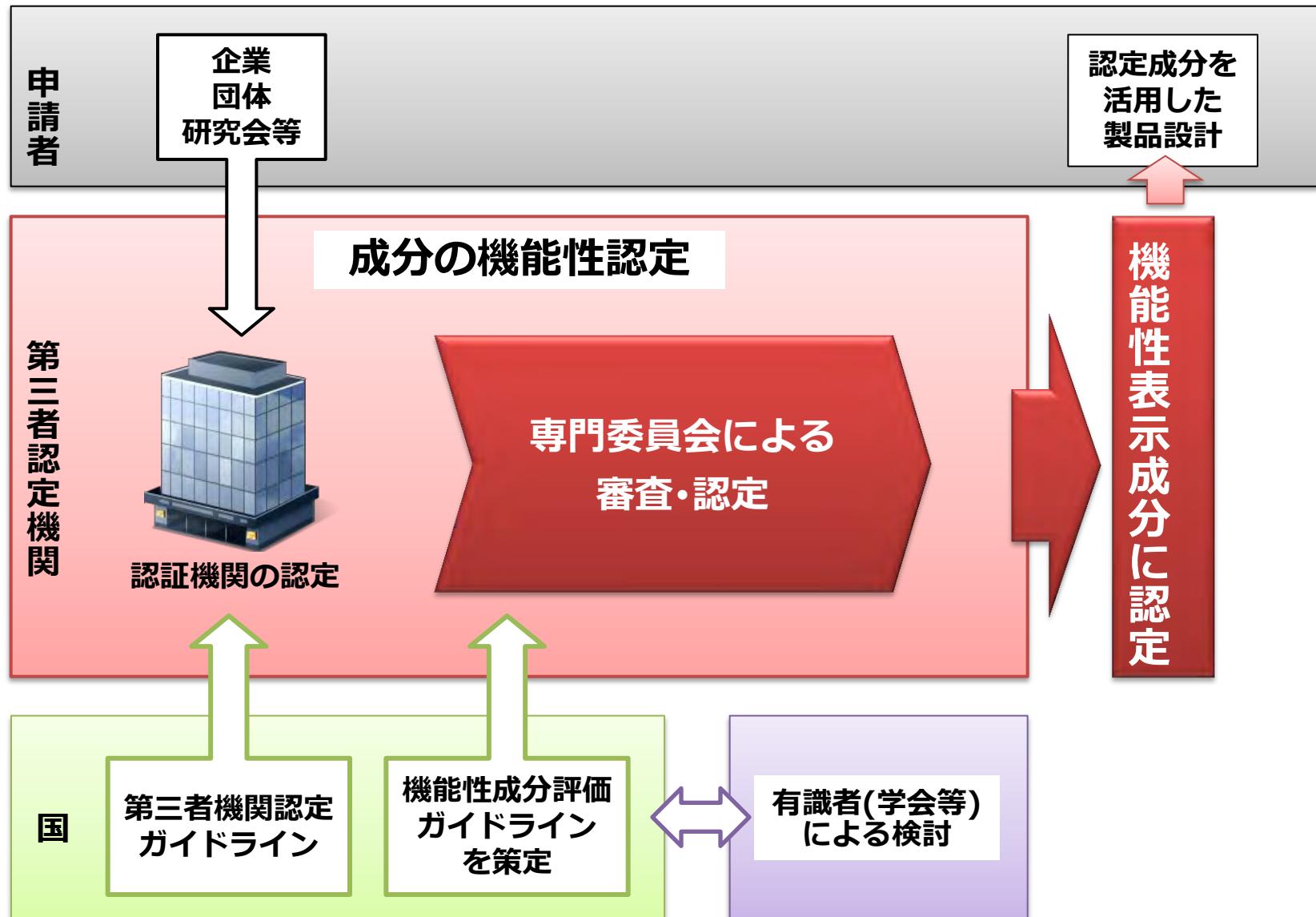


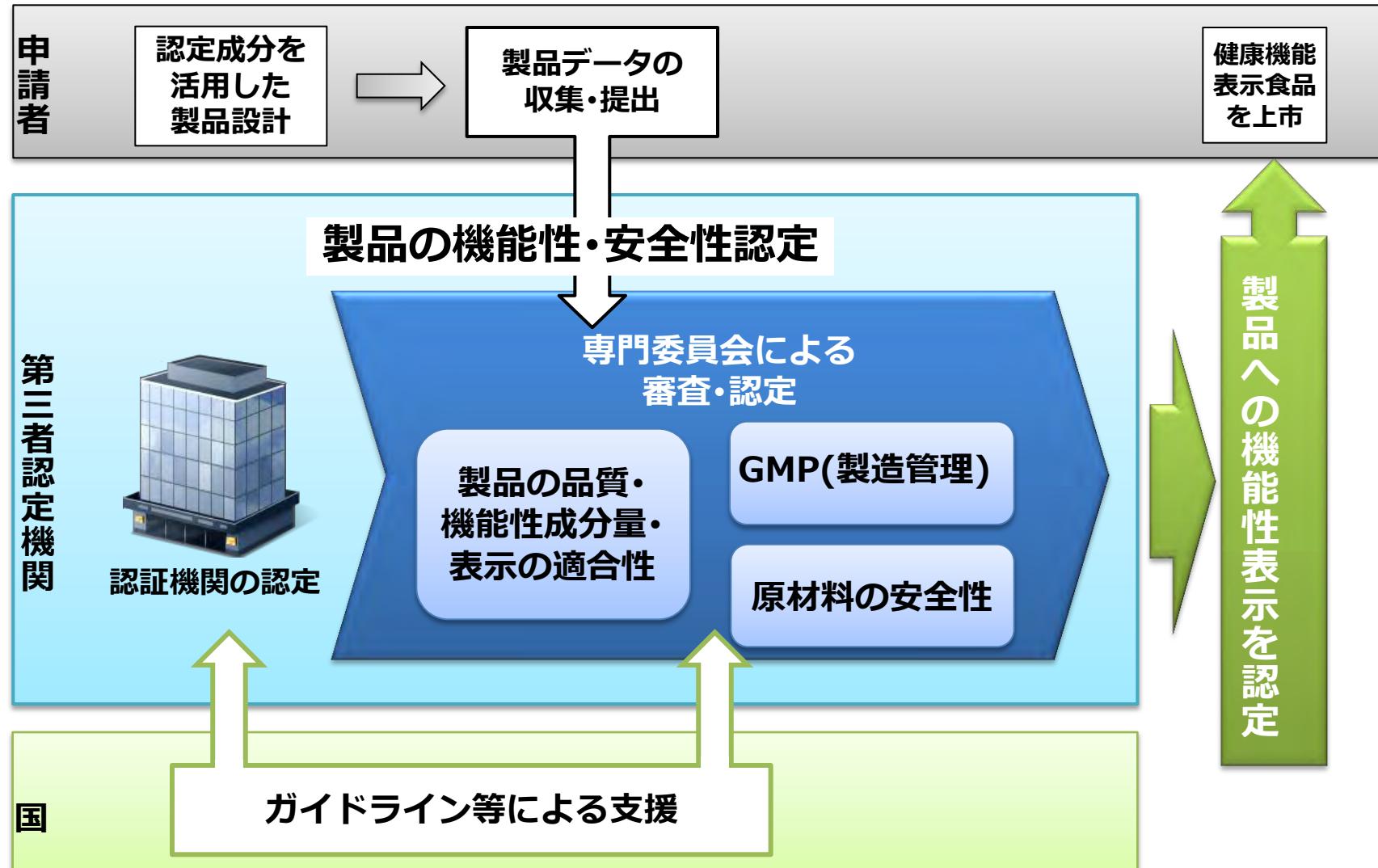
新たな機能性表示制度の要望



健康機能表示食品【仮称】認定へのフロー（その1）



健康機能表示食品【新設・仮称】認定へのフロー（その2）



- 制度発足後に新規申請を行う先発企業への優遇措置として、後発企業の申請は一定期間禁止
- 優遇期間終了後は規格基準を満たせば申請は自由

參考資料

世界との比較（健康強調表示制度）

	対象となる食品（名称）	個別評価型/規格基準型の別	機能性評価の主体	評価対象	表示を認めた成分・機能の数
米国(*1)	健康強調表示をする食品	規格基準型	国(FDA)	食品成分・素材	29食品・食品成分 12機能
	ダイエッターサプリメント	(発売後届出)	(事業者の自己責任)	(国は評価せず)	—
EU	健康強調表示をする食品	規格基準型	EUの専門機関(EFSA)	食品成分・素材	68食品・食品成分 96機能
		個別評価型			15食品・食品成分 10機能
韓国	健康機能食品	規格基準型	国(KFDA)	食品成分・素材 最終製品(*2)	83成分 24機能
		個別評価型		食品成分・素材 最終製品(*2)	141成分 24機能
中国	保健食品	個別評価型	国(SFDA)	最終製品	201成分 27機能
日本	栄養機能食品	規格基準型	国(消費者庁)	ビタミン・ミネラルのみ	17成分 17機能
	特定保健用食品	個別評価型	国(消費者庁・消費者委員会)	最終製品	97成分 9機能

(*1): 米国が制度として表示を認めるのは疾病リスク低減表示のみ。その他の健康強調表示は事業者が自己責任で行う。

(*2): 食品成分・素材段階で認定されたものを使用した最終製品に限定される。